

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 2 8 年 7 月 2 2 日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

千葉国道事務所長 松浦 利之

1 調 達 内 容

(1) 業 務 件 名

H 2 8 千 葉 国 道 特 車 自 動 計 測 設 備 点 検 業 務

(電 子 入 札 対 象 案 件)

(2) 調 達 案 件 の 仕 様 等

(詳 細 は 、 入 札 説 明 書 に よ る)

本業務の概要は、以下のとおりとする。

・ 特車自動計測設備点検業務 1 式

(3) 履 行 期 間

契 約 の 翌 日 か ら 平 成 2 9 年 3 月 3 1 日 ま で

(4) 履行場所

千葉県市川市塩浜地先

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(6) 電子入札システムの利用

本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下「証明書等」）の提出、入札を電子入

札システムで行う対象案件である。

電子入札システムによる入札参加を希望する場合は、確認書を3(1)の問い合わせ先に事前にFAXにて提出するものとする。

また、電子入札システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願を提出するものとする。(入札説明書参照)

2 競争参加資格

(1) 入札参加者に要求される資格

1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又D等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、「競争参加者の資格に関する公示」(平成27年12月24日付官報)に記載さ

れている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- ⑦ 本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

⑧ 入札説明書の交付を直接受けた者であること。

⑨ 平成13年4月1日以降公告日までに、元請けとして履行（完成）させた下記のア）又はイ）のいずれかの要件を満たす役務・業務又は工事の履行（施工）実績を有すること。（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

ア）車両自動計測設備の点検整備の履行実績。

イ）車両自動計測設備の設置及び修繕工事の実績。

ただし、

1）ア）及びイ）における「車両自動計測設備」とは、車両重量計測設備（走行車両重量計、軸重計等走行車両の重量を自動計測する設備）又は車種寸法計測設備（車種別交通量計測設備、料金自動收受システム等走

行車両の高さ、長さ、幅のいずれかの寸法を自動計測する設備)とする。

2) ア)における「点検整備」とは、設備の機能回復、信頼性確保、機能維持を目的として全体的機能の確認を行う点検及び整備とする。

⑩ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

過去に、元請けとして履行(完成)させた下記のア)又はイ)のいずれかの要件を満たす役務・業務又は工事の履行(施工)実績を有すること。(共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ア) 車両自動計測設備の点検整備の履行実績。

イ) 車両自動計測設備の設置及び修繕工事の実績。

ただし、

1) ア)及びイ)における「車両自動

計測設備」とは、車両重量計測設備（走行車両重量計、軸重計等走行車両の重量を自動計測する設備）又は車種寸法計測設備（車種別交通量計測設備、料金自動收受システム等走行車両の高さ、長さ、幅のいずれかの寸法を自動計測する設備）とする。

2) ア) における「点検整備」とは、設備の機能回復、信頼性確保、機能維持を目的として全体的機能の確認を行う点検及び整備とする。

請負者と管理技術者は直接的な雇用関係が必要である。

⑪ 関東地方整備局管内に本店又は支店・営業所を有していること。

2) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

3 証明書等及び入札書の提出場所等

- (1) 電子入札システムのURL、証明書等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

国土交通省電子入札システム

<http://www.e-bisc.go.jp/>

〒263-0016

千葉県千葉市稲毛区天台5-27-1

関東地方整備局 千葉国道事務所 経理課

電話 043-287-0313 内線225

FAX 043-253-7303

- (2) 紙入札方式による証明書等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記(1)の問い合わせ先に同じ

- (3) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

- 1) 入札説明書を上記(1)の問い合わせ先で交付する。交付期間は平成28年7月22日から平成28年9月2日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで（最終日は16時まで）とする。

2) 希望者には、郵送（着払い）による交付も行うので、上記（1）の問い合わせ先に申し出る。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(4) 電子入札システムによる証明書等の提出期限、及び紙入札による証明書等の提出期限

平成28年8月18日 13時00分

(5) 電子入札システムによる入札書の提出期限、及び紙入札による入札書の提出期限

平成28年9月2日 16時00分

(6) 開札の日時及び場所

平成28年9月5日 10時00分

千葉県千葉市稲毛区天台5-27-1

関東地方整備局千葉国道事務所 経理課

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金
免除。

(3) 入札者に要求される事項

1) 電子入札システムにより参加を希望する者は、証明書等を3(4)の提出期限までに、3(1)に示すURLに提出しなければならない。

2) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を3(4)の提出期限までに、3(2)に示す場所に持参により提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。(入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得、一般競争入札(電子入札)に際しての注意事項参照)

(5) 契約書の作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無。

(8) 詳細は入札説明書による。